

## 現在の利用料金表

(令和5年4月1日現在)

区分	条例で定める料金の上限	現在の利用料金の設定額
乗車定員が30人以上である自動車	一回につき 7,330 円	一回につき 7,330 円
乗車定員が11人以上29人以下である自動車	一回につき 3,150 円	一回につき 3,150 円
乗車定員が10人以下である自動車又は乗車定員がない自動車	一回につき 1,780 円	一回につき 1,780 円
公益上その他の事由によりやむを得ないと認められる用務に使用する自動車で規則で定めるもの	一回につき 840 円	一回につき 310 円

(全額減免の対象とする車両)

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車
- (2) 国（環境省、林野庁）、県（岐阜県、長野県）及び市（高山市、松本市）が所有する公用車
- (3) 国又は地方公共団体が主催する美化・清掃や外来種駆除など乗鞍環境活動のために主催者のみ（運転者及び同乗者は全てその主催者である。）が使用する車両
- (4) 乗鞍環境活動のために設置された団体で、その活動のために団体構成員のみ（運転者及び同乗者はすべてその団体構成員である。）が使用する車両
- (5) 駐車場又は乗鞍鶴ヶ池集団施設地区（以下「集団施設地区」という。）内における工事のために使用する車両
- (6) 駐車場又は集団施設地区内において国又は地方公共団体が行う調査等のために使用する車両
- (7) 乗鞍スカイライン又は乗鞍エコーラインの道路管理者から委託を受けた者が、その目的のために使用する車両
- (8) 乗鞍環境自然保護員が使用する車両
- (9) 駐車場又は集団施設地区内の報道のために使用する車両
- (10) 岐阜県タクシー協会飛騨支部又は上高地タクシー運営協議会に加盟しているタクシー
- (11) 公益上その他の事由により、指定管理者が特に必要と認めた車両